

住居は、B区の第II段階からであり、国分寺の創建段階（8世紀中頃）に租させられる住居ではB102住であり、この間は100年間ある。この100年間には、同地区に住居が多出する項でもあり、やはりこの地区内での有力者層の存在は想定せねばならず、この有力者に対し、小銀治の職能集団が併合されたことが想起される。

上述した様に、C区内は、国分寺創建以降9世紀前半までは、住居の構築を禁止した地であったことが推定され、逆にB区では、この逆の現象が認められ、世代継続する『集落』的様相も認められようが、そこには特殊な状況付与されたことにより、やはり、特殊な状況下での所産と考えざるを得ず、通有の集落を異なる集落であることが推定されることを指摘しておきたい。

今回も時間的制約が大きく充分に考えがまとまる前に記述をせざるを得なかった。この為、中途半端な記述となってしまったことをおわびしておきたい。今後総体的な中で見直し、検討を加えていきたいと考えている。

第2項 土師器甕の成形技法について

はじめに

今回の報文中の土器観察表中で、土師器「甕」の成形技法の項目に、『紐作り』、『型作り』の成形技法を記入した。この基本的な成形技法に就いては、前刊第4分冊中の「土師器坏の成形技法について」の中で記述したので当項では、土師器甕の成形技法に就いて若干記述しておくこと目適とする。

1 土師器の生産体制の概観

当遺跡から出土するほぼ全てに近い土師器は、県内の主要生産地域から搬入されている。これは、出土土器の胎土を詳細に内眼観察することと、従前より発掘調査・表面採集を通じて得られている土器の胎土との対比・内眼観察による所見である。又、当遺跡周辺地域の粘土の産出が殆ど無いことや、仮に遺跡地の地山を水簸したとしても出土した量に見合うものでは無いと判断している。

そして、中間地域出土の土師器の主体生産地は古代の緑野郡（現藤岡市）・甘楽郡（多胡郡）（現吉井町）にあったと推定している。この点に就いては、第4分冊の「土師器坏の成形技法について」の註の中で述べたとおりである。

この緑野郡・甘楽郡（多胡郡）のほかに、県下は、利根郡・勢多郡・新田郡・佐位郡にも土師器生産があつたと推定される。緑野郡・甘楽郡（多胡郡）で生産されたと推定される製品には、「藤岡」・「吉井・藤岡」「吉井」の名称で推定生産地の記述を行なってある。利根郡の製品には図及び観察表中では、「月夜野」と記述した土師器が該当するし、「東毛」「太田か」等記述したものが東毛地区3郡中の製品である。しかし、この両者で生産された製品の当遺跡への搬入量は非常に少ない。

この三者の生産地の中で、緑野郡には郷名に土師郷がある。土師郷の推定位置は式内社『土師神社』が現藤岡市本郷神流川右岸に鎮座しており、この『土師神社』周辺が土師郷の中心地域と推定されている。そして、この土師神社の北側500m程には『本郷埴輪窯跡』が位置し連接する状態で塚原古墳群が位置している。この土師郷の如く、郷名に『土師』を冠すること自体から、埴輪・土師器の専業集団の存在を推測させる。

現在、藤岡市内での土師器焼成遺構・痕跡の検出例は無いが、前述した本郷埴輪窯の位置する至近の桑園には、非常におびただしい量の土師器の細片が集中散布する場所があり、この桑園部分乃至周辺部で土師器が生産されていた可能性があるが、この様な可能性のある地区は現在筆者が踏査している範囲では唯一である。

上述した土師神社・本郷埴輪窯跡周辺で産出している粘土の特徴として、非常に多くの雲母（微粒の片岩

片)が混入し、緑泥岩の細片・石英細片が含有されている。又、焼き上りも独特な状態があり藤岡産と推定される中で、土師神社周辺での生産と類推させる程の胎土に特徴のある土師器がある。この胎土と考えているのが、A区第178号住居跡出土の「コ」の字状口縁の甕で第395図-3に図示した甕である。

他方、鮎川左岸の中原・西平井・緑野・白石地区や吉井町側の多比良地区でも膨大な量の粘土の鉱床がある。この粘土は、鎌川の上位段丘と下位段丘下に地溝帶状に堆積している粘土で、「吉井古窯跡群」を成立させる基盤となっている。この段丘性粘土の一次堆積乃至流出による二次堆積粘土を使用した製品の最大の特徴に、土器の割口縦断面には、薄く層状を呈する様な状態が認められる。この鮎川左岸の段丘性粘土を使用したと推定される土師器が当遺跡の第III段階を中心とする甕に認められる。この土師器の断面には上述の特徴が認められ、特に砂質が強くやや鉄分が少ないので発色は肌色味を帯びる。又、この胎土の土師器甕の形状の特徴にA区第177号住出土の第394図-1・A区第192号住出土の第435図-5等があげられる。

この様に、古代緑野郡での土師器の生産は、郡を挙げての生産品であった可能性が濃厚である。この背景には、所謂「緑野屯倉」の問題や、地勢上、市街地の地下に膨大な量で堆積している湖性粘土鉱床により、畠土は粘土味が強く農耕耕作にとっての一つの大きな障害であり、農作物に代わる商品的要素を備えさせたのがこの緑野郡産の土師器であったかも知れない。そして、古代、律令期に「庸」に代わる品として生産があり、この為に西毛地区を中心にして膨大な量をもって土師器の生産があったと推定され、7世紀末以降10世紀初頭迄の間の土師器生産は増大し、特に9世紀代藤岡産の「コ」字状口縁の土師器甕は、県下一円に分布する如く、律令制の中で、上野国の政策の中に土師器生産が組み込まれた可能性が想起される。この様に、県下の主体的な土師器生産を担う体制が藤岡古窯跡群=緑野郡に課せられていたことを想定している。

2 土師器甕の成形技法

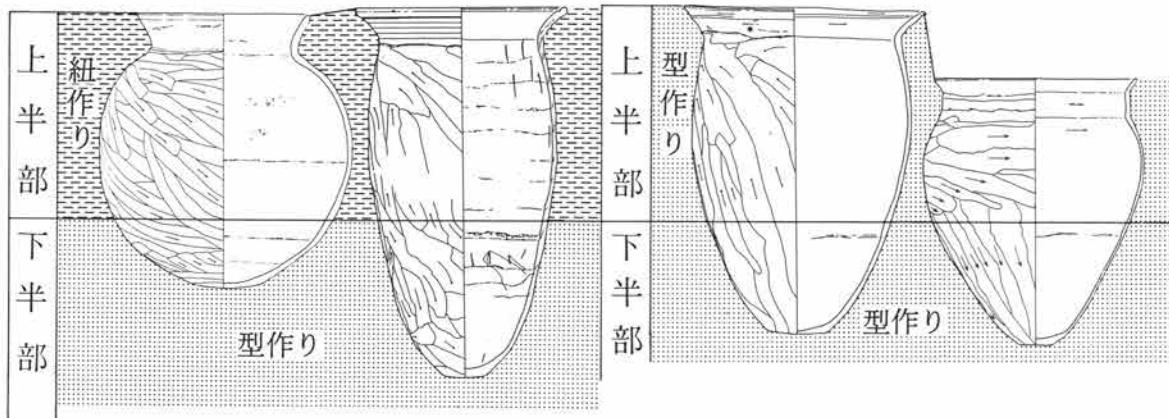
第4分冊では、土師器坏の成形技法が「型作り」であることを概述し、この型作りでの特性として5点を記述した。この5点の特性は次ぎのとおりである。

- ① 成形が容易なこと。
- ② 製作時間が短時間で済む。
- ③ 同規格の製品が作れる。
- ④ 使用粘土の量が一定量（ある程度）に出来る。
- ⑤ 可塑性の少ない粘土でも成形出来る。

この5点の特性は利点でもあり、土師器生産体制の中では、他の土師器器種を製作する場合、同様な方法を用い、5点の利点を最大に生かす製作方法が考案された筈である。

土師器坏が型作りによる成形である根拠は、土器の外面に残る「型膚」が最大の根拠であり、反面、型作りでの利点も根拠もある。そして、第4分冊のまとめの第1表中には、土師器甕も一部型作りの可能性があることを記入し、脱稿後、具体的に型により土師器甕の製作を試みた。幾度かの試行のうちに、ほぼ古代の土師器甕と同様な甕が製作出来た。

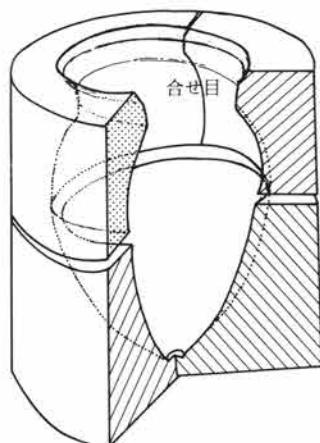
6世紀以降の土師器甕は、球形の胴部を有する球状から、7世紀に至り、長胴化が顕著となり、8世紀初頭頃には、長胴も最高に達し、8世紀後半以降になると、やや肩が張り、底径が小さな短胴化へと変化し、9世紀代になると「コ」字状口縁となり、10世紀に至ると急激に退化し消滅、そして羽釜や土釜といった器種に変化する。この間の球状の胴部から、長胴化への変化をカマドの発達と共に考えられている。この変化の間、甕の外形は変化しても製技法上では顕著な変化を見せない部分がある。これが第635図に示した胴下部



第635図 土師器甕技法技法変遷概略図

が一気に作られている点であり、この部分に「型」の使用が考えられる。この下半部より上位は、7世紀代までは紐で作られていたと考えられ、下半部と上半部の境が別に作られたかの如く、帶状に粘土を接合した痕跡が認められるのは、下半部が型の使用により、粘土が一時安定するまでやや時間をおいた後に上半部を積み上げた為、含水量の異なる粘土を接合させる為に同部を厚く帶状にして、含水量が異なることにより生ずる破損を防いだと考えられるのである。

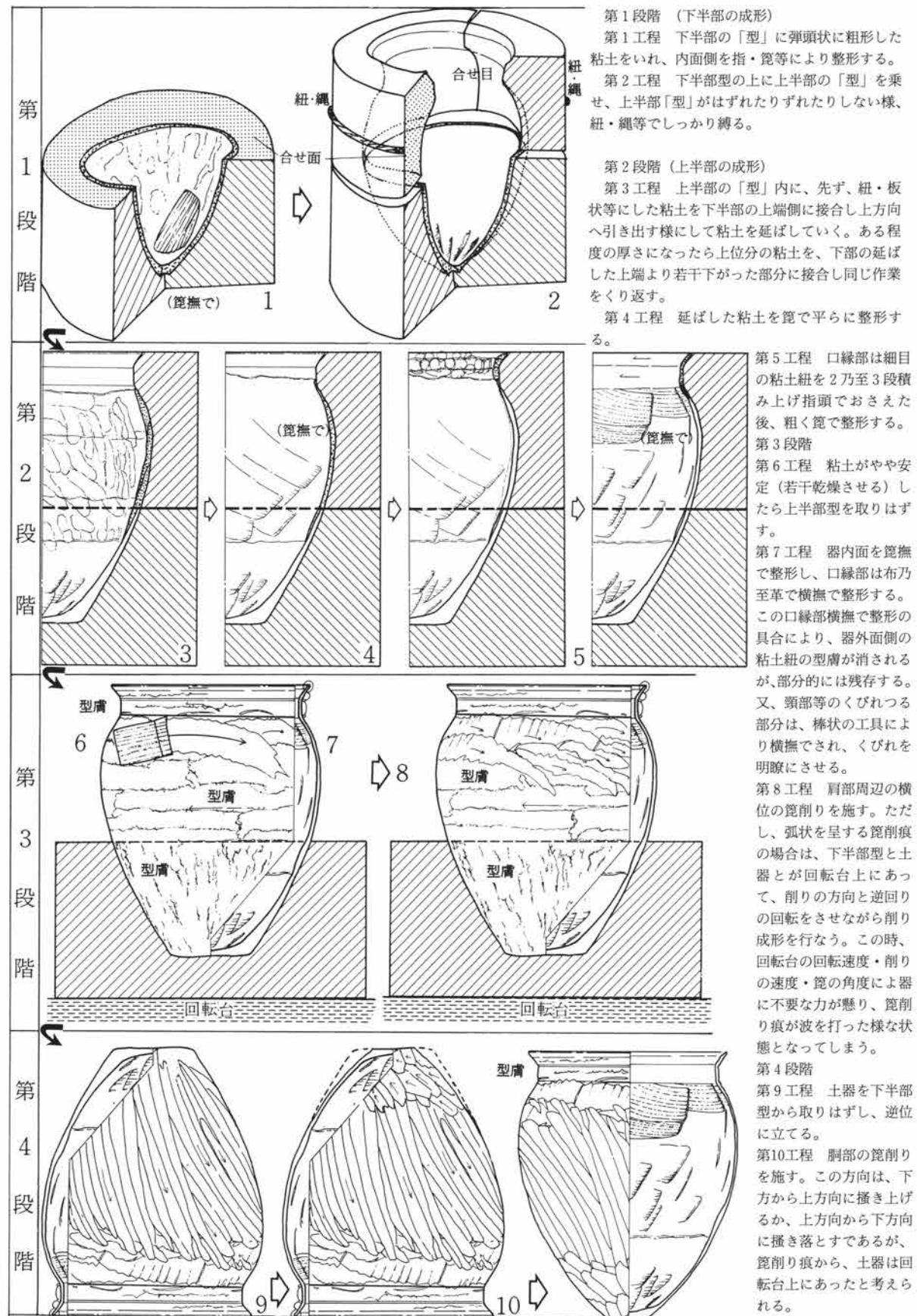
更に、8世紀以降になると、器厚を非常に薄く作り上げる様になる。この薄作りの甕の縦位の割れ口を観察すると、斜上方向に長く延びる粘土の走行が見られる。これは、通有の粘土紐を積み上げる状態とは異なり、外側によほどしっかりと宛具がないと、これ程迄には粘土を延ばしきれる状態ではない。又、口縁部では、外面側に粘土紐状の積み上げの痕跡を残しながらも、内面側は非常に丁寧な撫で（横撫で）を施す例も認められる。更に器外面口縁部の横撫でと、胸部の箇削部の間に部分的に未整形部分が残存する場合がある。この状況は、土師器坏でも同様な状況であり、土師器坏が「型作り」とした根拠と同様な状況が看取されるのである。このことは、器厚の薄作りには、やはり「型」の存在を必要とすることが示唆され、生産量も「コ」の字状口縁の甕に至れば膨大な量で作製されていることからすれば、土師器坏と同様に「型作り」による全体の器形成形が成されたことが考えられる。



土師器甕の成形型は前述した様に、粘土製であった焼き物であったことを推定した。この型が粘土製とした理由は、①成形物の取り出しを容易にする。これは、型と粘土が密着により取り出しが出来なくなるのを防ぐのが目的である。これは、粘土製焼き物の場合、又、型と粘土の間に布等の緩衝物を入れるのも一つの方法であろうが、この痕跡が認められるのは、「木葉痕」等の木葉しか現在認められるものが無い。この点で布等の使用は考えられるが留保したい。粘土側の余分な水分を吸収する作用がある為である。これらの理由と別に、粘土製という点は、土器製作工人に於いて扱い易かったであろうことが考えられる。②「型」自体の成形が容易である。多量の土器を製作する中で、型の破損等があっても、自らの手で容易に作ることが出来る点と、型自体の成形も容易に出来たことからも粘土製焼き物型が推定される。これは、前刊書で記述した坏も同様であったと考えられ、土師器甕の器面に残存する「未整形部分」の器膚からも妥当性がある。③自重の重いもの。土器を型作りする場合、型自体の自重がある程度重みが無いと型自体が動き作りづらい点がある。この点から、型自体の重さが必要となり、木型ではやや軽いという点がある。又、砂岩等の材質も考慮されるが、型自体の成形が容易ではない点から、砂岩等の使用は考え難い。この3点が粘土製焼き物型であったろう推定理由である。

型の外形 型の外形は何如とも言い難いが、粘土塊として、乾燥という工程を考慮すると円柱状であったと思われる。

第636図 土師器甕「型」想定図



第638図 土師器甕の「型」による製作工程図

3 土師器甕（8世紀以降）の「型」

土師器甕が「型作り」によることが考えられる根拠を前述した。この場合、口縁部径より肩に最大径がある甕にはどの様な「型」が必要であったかという点が問題になる。ここでは、この「型」と「型作り」の製作工程に就いて考えてみたい。

先ず、器内面の状態は、胴中位に横帯状の接合痕が認められる点と、外面側にも横帯状に窪んだ状態が内面横帯状接合痕の反対側に認められる。この点は、下位部が先行して一気に成形され、上位が後から継ぎ足された状態であつたことが窺われる。上半部には、この横帯状の接合痕が認められない点から上半が一気に作られたことが考えられる。この場合、「型」を用いれば、肩が張っている為、粗成形のものが取り出せない。この為、上半部は、粗成形のものが取り出される様な型でなければならず、上半部は縦に半分に分割されていなければならなかつたと判断され、この型を図にしたのが第638図である。そして、第638図には、この「型」による成形過程を図示した。

この第636図に示した「型」を容易に作るには、材質はやはり粘土によるものであったと考えられる。唯し、粘土で作った場合、粒子の細かい粘土で作った場合、型と粘土が密付して型から取り出しづらくなる為粘土側の水分を吸収し易いものでなければならない。この為、型を使う粘土は、可塑性が少ない粘土か、粘土に砂分を多く含ませるかの工夫が必要である。又、木製によることも考えられるが、製作労力がかかり、場合によれば、粘土の水分を吸収し歪が生ずる可能性がある為、木製とは考え難く、やはり粗い粘土乃至可塑性の少ない粘土により作られたと考えられる。

上述してきた様に、土師器甕も壺と同様に、何如に手早く量産出来るかという命題が担なわされていたと考えられ、律令機構の中で何如にその一部を担かが、土師器製作工人集団（組織）にとっての存在意義であったと考える。

参考文献

- 1 新井司郎 「縄文土器の技術」 中央公論出版 19 （昭和 年）
- 註1 拙著 「土師器壺の成形技法について」『上野国分僧寺・尼寺中間地域 4』財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団 1991（平成 2年）

第2節 溝状遺構

第1項 溝状遺構と土地区画

はじめに

上野国分僧寺・尼寺中間地域は、名称のとおり、東側には僧寺・西側には尼寺と、8世紀中頃に建立された官寺が位置している。この二ヶ寺は、当時無作意に占地したのではなく計画性をもって占地されたと考えられている。

中間地域は、この二ヶ寺の狭間にあり、調査区域内から検出されている諸遺構の中でも、特に溝状遺構は、各々の遺構の走行方位値が近似している。そして、この数値自体は、国分二寺の地域中心軸の方位値にも近似している。これらのことから、当遺跡で検出されている溝状遺構は、広域に亘る地割りとの係わりが推測され、嘗て、松村一昭氏が試みた国府・国分寺周辺の条里地割りの状況も類推されるが、詳細なる検証が成されていないこと、近年の発掘調査等による国府に直接係わる遺構等の検出もあることから、本項では、これらの遺跡の主軸方位・配置関係から当遺跡の溝状遺構の在り方を対比し、国分二寺と当遺跡での溝状遺構